

（仮称）西部保育所整備基本構想

1 （仮称）西部保育所の整備について

少子化等の進行に伴い、保育需要も減少傾向にあり、市全体の保育定員の調整が必要となっていることから、「山形市立保育所のあり方」を踏まえ、築後５０年程が経過し、耐震化が困難な構造となっている市西部に位置する白鳩保育園（春日町）、早苗保育園（下条町二丁目）、すみれ保育園（宮浦）の３つの市立保育所を集約し、新たに事業用地を取得のうえ（仮称）西部保育所として整備を進めることで、保育定員の調整と施設の耐震化を進めるものです。

図表１ 市立保育所の状況

No	保育所名	所在地	認可年 改築年	築後	構造	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	利用 定員	R5.3.1時点		R5.4.1時点		R6.4.1時点	
										入 所 児童数	入所率	入 所 児童数	入所率	入 所 児童数	入所率
1	白鳩保育園	春日町10-24	S23年 S42年	56年	SS55	853.77	380.00	380.00	90	69	76.7%	64	71.1%	62	68.9%
2	あこや保育園	鉄砲町2-22-33	S27年 S47年	51年	SS55	1,321.79	518.46	518.46	100	71	71.0%	64	64.0%	61	61.0%
3	早苗保育園	下条町2-10-27	S31年 S48年	50年	SS55	1,322.36	519.62	519.62	100	74	74.0%	62	62.0%	69	69.0%
4	すみれ保育園	宮浦55	S49年	49年	SS55	1,572.18	405.00	405.00	60	29	48.3%	32	53.3%	40	66.7%
5	美鈴保育園	山家町2-2-7	S51年	47年	SS55	1,620.69	534.66	534.66	100	71	71.0%	63	63.0%	60	60.0%
6	いづみ保育園	中野字楯494-4	S34年 S59年	39年	S造平屋建	2,200.89	398.18	353.95	60	32	53.3%	32	53.3%	29	48.3%
7	高橋保育園	下東山字高瀬野4551-2	S35年 S60年	38年	S造平屋建	2,112.93	461.72	378.15	60	40	66.7%	38	63.3%	33	55.0%
8	あたご保育園	小白川町5-21-12	S34年 S61年	37年	S造(一部木造) 平屋建	1,635.45	635.01	534.40	90	88	97.8%	83	92.2%	75	83.3%
9	つばさ保育園	幸町11-3	H11年	24年	RC造2階建	3,501.93	1,725.93	2,604.36	200	174	87.0%	157	78.5%	155	77.5%
10	さくら保育園	緑町1-9-45	S24年 H31年	5年	S造2階建	2,033.76	855.66	1,575.40	120	98	81.7%	96	80.0%	105	87.5%
計						—	—	—	980	746	76.1%	691	70.5%	689	70.3%

2 整備の基本方針

保育定員を１００人（０歳児１０人、１～５歳児各１８人）とし、付加機能として、こども誰でも通園制度や医療的ケア児を含む障がい児を受け入れるインクルーシブ保育を積極的に実践し、専門的知識及びノウハウを蓄積するとともに、市内保育関係施設への情報提供と共有等による連携強化に努めることとし、必要な諸室及び設備を確保します。

また、発達障がい児や発達の気になるこどもに対する発達相談支援機能、民間立保育施設等への支援機能、地域のこどもや子育て家庭への相談支援機能、災害時におけるエッセンシャルワーカーのこどもの一時保育機能等を持った「（仮称）こどもまんなか相談室」を保育所に併設し、全ての妊産婦及びこどもとその家庭、民間立保育施設等への支援の強化を図るものとします。

3 必要面積等

新たに整備を行う（仮称）西部保育所の必要面積の算定にあたっては、近年に整備された、さくら保育園の建設規模（図表2）を参考にします。

また、構造等については、建築基準法その他の関係法令、並びに「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を遵守して整備します。

図表2 さくら保育園の面積

保育所名	定員	敷地面積 (㎡)	園舎建築 面積 (㎡)	床面積 (㎡)	屋外遊戯場 (㎡)	駐車場 台数	駐車場・ 通路 (㎡)
さくら保育園	120 人	2,033	856	1,575	356.4	24	583

(1) 敷地面積

敷地面積については、（仮称）西部保育所の園舎・屋外遊戯場・駐車場に、さくら保育園と同規模の2,000㎡程度が必要です。加えて、（仮称）こどもまんなか相談室を併設し、さらなる子育て支援等を推進するため2,000㎡を超える面積が必要となります。

(2) 想定床面積

（仮称）西部保育所の床面積については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び大量調理施設衛生管理マニュアルを参考とするとともに、その基本方針に掲げた付加機能に必要な部屋等を確保するものとします。

（仮称）西部保育所に想定する諸室の床面積の合計は、公共施設等適正管理推進事業（集約化・複合化）の活用を踏まえ、集約する3つの保育園の延べ床面積1,304.62㎡未満とします。

また、併設する（仮称）こどもまんなか相談室に、相談室などの必要な機能を設けることとします。

（仮称）西部保育所及び（仮称）こどもまんなか相談室の諸室構成は、プロポーザルで提案・募集することとします。

4 （仮称）西部保育所及び（仮称）こどもまんなか相談室の機能など

（１）（仮称）西部保育所

待機児童対策の推進により待機児童問題は解消され、保育については量の拡大から質の向上への転換期を迎えており、市立保育所はさらなる質の向上と、近隣の地域型保育事業者との連携が求められています。

また、保育施設を利用する身体、知的及び発達障がい児や、発達の気になる子どもは増加傾向にあり、職員のスキル向上や人材育成とともに、設備面の環境を整える必要があります。

さらに、医療的ケア児を含め、障がいのある児童もない児童も、全ての子どもたちが、集団生活を通して様々なことを体験、共有し、相互に豊かな関わりが持てるインクルーシブ保育が求められています。

加えて、家庭内での子育ての困難や不適切な養育環境にある家庭が増えており、保護者に対しての積極的な関わりや支援も併せて行っていく必要があります。

こうした状況に対応するために、（仮称）西部保育所においては、以下の機能を整備します。

【機能１】子どもが安全・安心に生き生きと過ごすことができる保育環境

マスト：乳児室・ほふく室（０・１歳児）、保育室（２～５歳児）、一時保育室、医務室、調理室、調乳室、延長保育の提供

ベター：絵本コーナー、クールダウンスペースなど、機能１をさらに高める諸室・設備

【機能２】子どもが伸び伸びと体を動かすことができる遊びの環境

マスト：屋内遊戯場、屋外遊戯場

ベター：組立式プール設置場、ベランダまたはバルコニーなど、機能２をさらに高める諸室・設備

【機能３】インクルーシブ保育の提供

マスト：医療的ケア室、バリアフリースイレ、こども誰でも通園制度（仮称）の実施

ベター：機能３をさらに高める諸室・設備

【機能４】清潔な衛生環境

マスト：沐浴室

ベター：機能４をさらに高める諸室・設備

（２）（仮称）こどもまんなか相談室

核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、孤立し、負担感を抱える子育て家庭が増加しています。また、障がいや発達を有するこどもや発達が気になるこどもへの専門的な支援や、これらのこどもを保育する民間立保育施設等に対する支援が求められています。加えて、昨今の自然災害を踏まえ、災害時にエッセンシャルワーカーの子どもの一時保育機能の確保などが課題となっています。

こうした状況に対応し、安心して子育てできる環境づくりを推進するために、発達相談及び児童発達支援や、民間立保育施設等への支援に関する拠点機能、地域のこどもや子育て家庭への相談支援機能等、以下の機能をもつ（仮称）こどもまんなか相談室を、（仮称）西部保育所に併設して整備します。

【機能１】発達相談、児童発達支援機能

発達相談のニーズが高まっていますが、相談機関の不足により相談までに期間を要する状況が続いているため、臨床心理士等による発達相談や、児童発達支援を行います。

【機能２】民間立保育施設等への支援機能

市全体で保育の質を高めるため、より重度の障がい児や医療的ケア児の受け入れにより蓄積した情報やノウハウ等を、民間立保育施設等へ提供・共有します。

【機能３】地域のこどもや子育て家庭への相談支援機能

妊産婦や、中高生を含むこども自身またはその家族からの相談に広く応じ、必要な支援につなげます。

【機能４】災害時等における一時保育機能

災害時にエッセンシャルワーカーの子どもを一時的に保育し、エッセンシャルワーカーが業務を継続できるように支援します。

【機能５】出張相談機能

機能３を補完するため、子育て支援センターがない地域に対して、コミュニティセンター等を活用して出張相談を実施します。

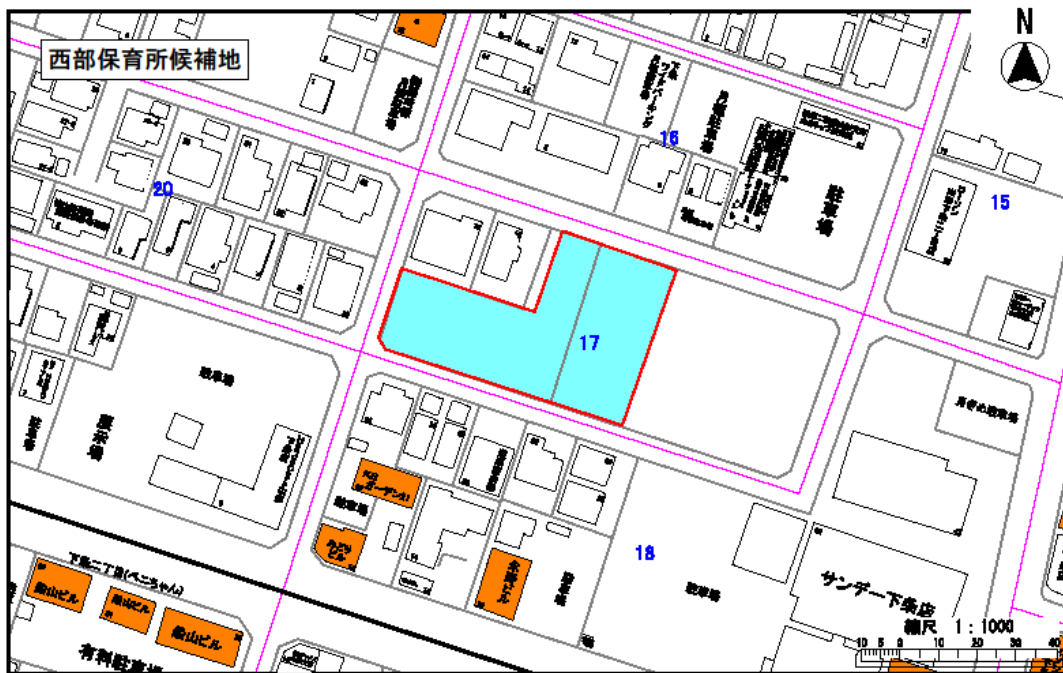
マスト：相談室、多目的室

ベター：機能１～５をさらに高める諸室・設備

なお、機能１、機能２、機能３については、令和６年度に策定した「山形市立保育所のあり方」の中で示したニーズや役割を踏まえたものであり、策定後最初に整備を予定している（仮称）西部保育所に併設することで、保護者からのニーズや民間立保育施設等からのニーズへの対応を強化し、市立保育所に求められる役割を補完することができます。

5 （仮称）西部保育所及び（仮称）こどもまんなか相談室の候補地

- ・ J A 山形市からの紹介物件
- ・ 白鳩保育園、早苗保育園、すみれ保育園の中間地点の市街地で一部造成済みの土地
所 在：山形市下条町二丁目 3 5 番地内
地 目：雑種地、田 現況：宅地、畑
地 積：約 2, 2 4 3 m²
用途地域：第 2 種低層住居専用地域
そ の 他：建物等補償ビニールハウス 2 棟、その他工作物



※選定の理由

- ・ 統合する 3 園の中間地点に位置し、保育所整備に必要な面積を満たしている適地である。
- ・ 市街地であるため、道路が網目状に整備されており、近隣のどの方角の主要幹線道路でも出やすく、現在の早苗保育園の状況からも駐車台数を十分に確保することで周囲の交通への影響が少ないと考えられる。
- ・ 市中心部に近いため、（仮称）こどもまんなか相談室を多くの人が利用しやすい。（市役所や山形駅から 2 k m 程度。北山形駅から 1. 3 k m。）

6 現在の早苗保育園、白鳩保育園及びすみれ保育園について

現在の早苗保育園、白鳩保育園及びすみれ保育園については、（仮称）西部保育所が完成し、園児等の転園が完了した後、建物を解体する。土地の処分については、公有財産処分検討委員会で検討します。